

# 青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の施行に伴い、国・都はこれまで策定してきた行動計画等を整理し、特措法が規定する内容を踏まえた、新たな行動計画をそれぞれ策定しました。

市においても、国・都の計画を踏まえ、特措法にもとづく「青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

## 1 位置づけ

対策の基本方針と具体的実施内容を示し、感染力の強い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、発生した感染症の特性を踏まえ、感染力が弱い場合にも対応できるよう、それぞれの発生段階に応じた対策を示します。

## 2 計画の構成

第1章 総論：基本的な方針、対策の目的、被害想定、発生段階の考え方、対策実施における留意点

第2章 役割分担および実施体制：基本的な責務、市の実施体制

第3章 対策の基本項目：サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、住民相談、感染拡大防止、予防接種、医療、市民生活および経済活動の安定の確保

第4章 各段階における基本項目別対策：未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内未発生期）、都内発生早期、都内感染期、小康期 以上6段階に区分します。

【対策の目的】○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。  
○市民生活および経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

実施体制	主な対策	発生段階					
		未発生期	海外発生期	国内発生早期 緊急事態宣言	都内発生早期	都内感染期	小康期
1 サーベイランス・情報収集	国、都からの要請に応じ、関係機関と連携した情報収集	国、都、マスコミ報道等を通しての情報収集・都が実施するサーベイランスへの協力。					
2 情報提供・共有	情報提供手段の確保、平常時の普及啓発、発生時の情報提供、庁内における情報共有、医療機関等との情報共有	普及啓発、連絡体制の整備	市民および関係機関等に対し、発生状況・感染予防策・相談体制・受診時の注意等についての情報を提供。			第一波終息発表	
3 住民相談	新型インフルエンザ相談センターの設置情報等の提供、市民相談への対応	相談体制の整備	新型インフルエンザ相談センターの設置に伴い、設置情報の周知、一般的な相談に対する対応を実施。問合せ内容をホームページで公開。			平常体制の回復	
4 感染拡大防止	個人および各事業所での感染対策の要請 施設の使用および催物の開催制限の要請	施設等へ周知	感染予防の徹底の呼びかけ。	学校・施設の休校・休所の要請、不要不急の外出や催物の自粛の呼びかけ。		感染拡大防止策の解除	
5 予防接種	国、都が行う登録事業者等への特定接種の協力、住民接種の実施	接種体制の構築	特定接種（市職員）、住民接種の準備および開始。		特定接種・住民接種の実施。		第二波に備えた接種の勧奨
6 医療	医療提供体制の整備等	地域医療の確保	新型インフルエンザ専門外来設置情報の市民への周知、医療機関での患者の受け入れ情報の収集。		都と連携し、市内の医療機関との連絡調整。		平常体制の回復
7 市民生活および市民経済の安定の確保	市民生活の維持、事業者への支援、市役所機能の維持	普及啓発	社会的弱者への支援、市役所機能の維持、火葬体制の整備。		食料品、生活必需品の安定供給の確保、事業の休止・施設の貸出中止。		平常活動の回復
新型インフルエンザ等対策における会議体※		<ul style="list-style-type: none"> <li>●青梅市新型インフルエンザ等対策会議（初動対応の確認や情報収集と整理、関係各部への連絡・調整・指示）</li> <li>●青梅市新型インフルエンザ等対策本部（市行動計画にもとづく各対策の実行）</li> </ul>					

※ 青梅市新型インフルエンザ等対策会議の構成員：企画部長、総務部長、生活安全部長、市民部長、健康福祉部長、総合病院事務局長、必要に応じ所管部長

※ 青梅市新型インフルエンザ等対策本部の構成員：市長（本部長）、副市長（副本部長）、教育長、会計管理者、各部長、消防署長またはその指名する消防吏員